

# 甲府市多文化共生推進計画 2021

令和 3 年 3 月

甲府市

# 目次

## 第1章 計画の策定にあたって

- 1 計画策定の趣旨…………… 1
- 2 計画の位置づけ…………… 2
- 3 計画の期間…………… 2

## 第2章 甲府市の在留外国人の状況

- 1 在留外国人割合…………… 3
- 2 国籍別人口…………… 4
- 3 在留資格別人口…………… 5
- 4 年齢区分別人口…………… 6
- 5 町別人口…………… 6
- 6 多文化共生に向けての課題…………… 8

## 第3章 計画の基本的な考え方

- 1 基本理念…………… 9
- 2 基本目標…………… 9
- 3 施策体系…………… 11

## 第4章 基本目標と施策

- 基本目標 1 安全で安心して暮らせるまちの実現…………… 12
- 基本目標 2 連携・協働による多文化共生の地域づくり…………… 14
- 基本目標 3 グローバル化の推進…………… 15
- 基本目標 4 外国人材の活躍と持続可能な社会の実現…………… 17

## 第5章 計画の推進に向けて

- 1 各主体との連携・協働による推進体制…………… 19
- 2 計画の進捗管理…………… 19

# 第1章 計画の策定にあたって

## 1 計画策定の趣旨

国では、平成27年(2015年)9月の国連総会における、「持続可能な開発目標」(SDGs)の採択に基づき「SDGs実施指針」を策定し、「あらゆる人々が活躍する社会」を優先課題の一つとすると同時に、SDGs基本理念である「包摂性」を優先課題に取り組む際の主要原則の一つとして、分野を問わず適用することとしました。

さらに国は、急速に進展するグローバル化に対応し、持続可能な地域社会を推進するため、令和2年9月に「地域における多文化共生推進プラン」(総務省)を改訂しました。これに伴い、地方公共団体に対しても、新型コロナウイルス感染症の収束を見据えて、外国人住民の増加・多国籍化、在留資格「特定技能」の創設、多様性・包摂性のある社会実現の動き、デジタル化の進展、気象災害の激甚化などの社会経済情勢の変化を踏まえた、多文化共生施策の推進を求めているところです。

山梨県では、平成19年(2007年)4月に「やまなし多文化共生推進指針」を示し、令和2年(2020年)2月には、外国人の活躍を重点施策として取り組むことを宣言するとともに、それを実行するための共通認識として、「やまなし外国人活躍ビジョン」を策定しました。

このような状況下において、本市では、国籍や民族など異なる人々が、互いの文化的ちがいを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていく多文化共生社会の実現を目指して、平成21年(2009年)8月に第1次「甲府市多文化共生推進計画」を策定し、平成28年(2016年)4月からは、第2次推進計画となる「甲府市多文化共生推進計画 2016」に基づき、各種の施策を推進してきました。

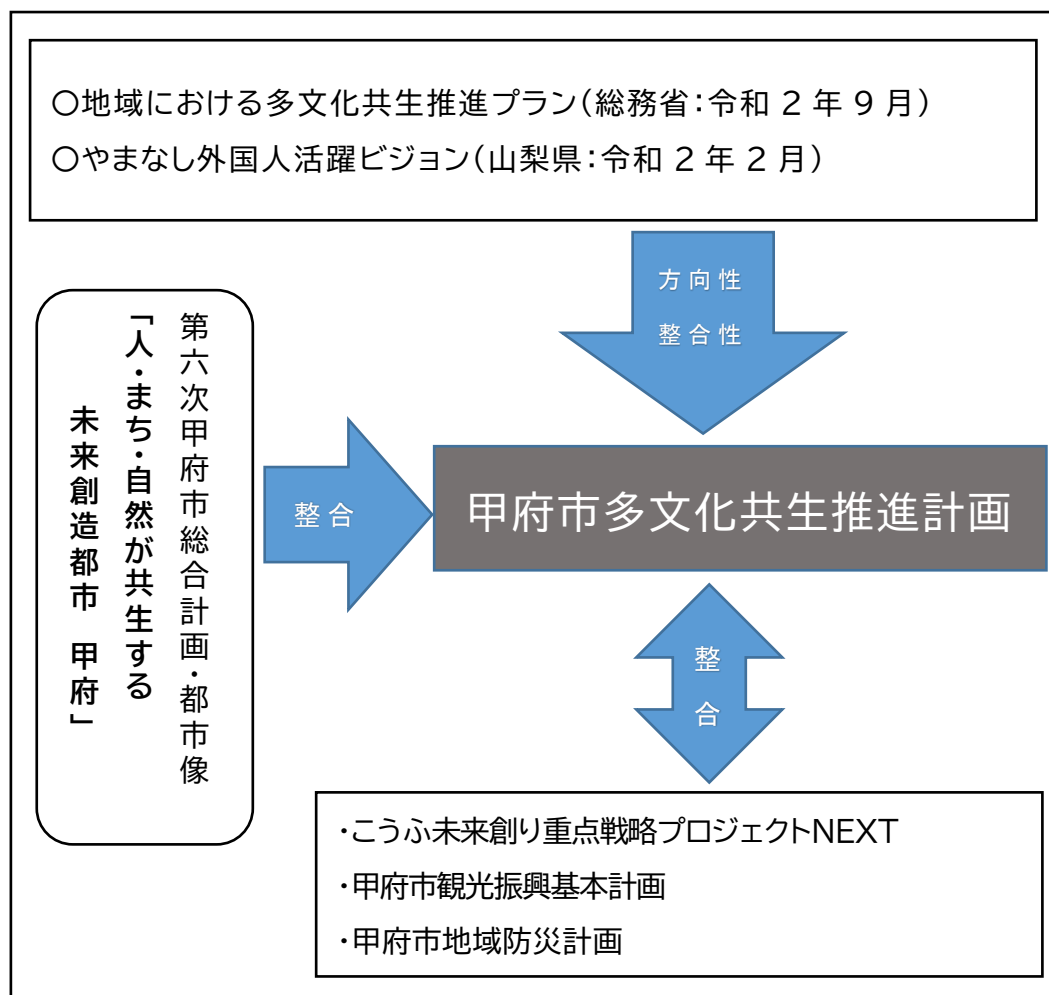
今般、現計画の計画期間が令和2年度をもって終了することから、ウィズコロナ・アフターコロナの社会を見据え、多様性と包摂性がもたらす持続可能な社会の実現に向けた「多文化共生のまちづくり」を推進していくため、「甲府市多文化共生推進計画2021」を策定します。

多文化共生とは・・・

国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的ちがいを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと。  
(「多文化共生の推進に関する研究会報告書」平成18年3月総務省)

## 2 計画の位置づけ

本計画は、国が策定した「地域における多文化共生推進プラン」及び山梨県が策定した「やまなし外国人活躍ビジョン」を踏まえ、市政の基本方針である甲府市総合計画を上位計画として、他の関連計画とも整合を図るとともに、「すべての人に住みよいまちづくり」を基本理念として、本市が目指す多文化共生社会の実現に向けた指針を示すものです。



## 3 計画の期間

「甲府市多文化共生推進計画 2021」の計画期間は、令和3年度を初年度とし、「第六次甲府市総合計画」(平成 28 年度～令和 7 年度)の最終年度である令和7年度までの5年間とします。

なお、期間中であっても、社会情勢の大きな変動や市民意識の変化、法改正など様々な状況を考慮する中で、必要に応じて計画の見直しを行います。

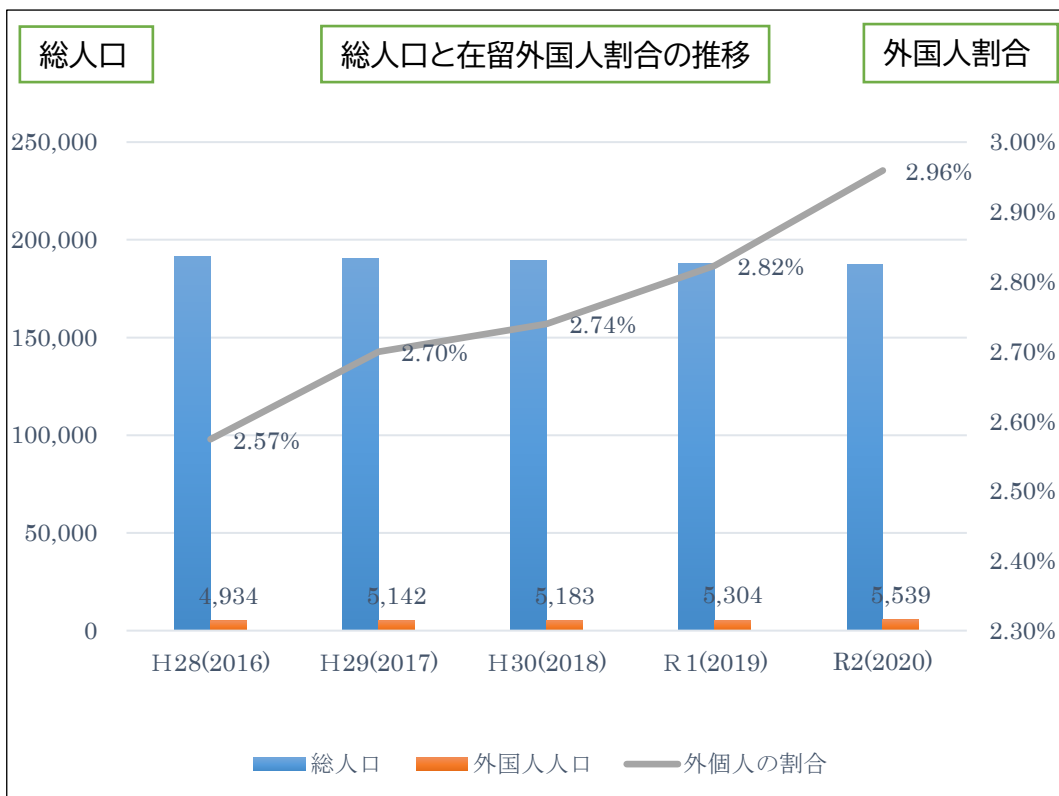
## 第2章 甲府市の在留外国人の状況

### 1 在留外国人割合

令和2年3月末現在の総人口は187,171人、在留外国人※は5,539人で在留外国人割合は、総人口の2.96%となっており、平成28年3月末の4,934人と比較しますと、4年間で605人(12.3%)の増加となっています。

	H28年	H29年	H30年	R1年	R2年
総人口	191,664	190,456	189,200	187,868	187,171
外国人人口	4,934	5,142	5,183	5,304	5,539
外国人割合	2.57%	2.70%	2.74%	2.82%	2.96%

甲府市：(各年3月31日現在)

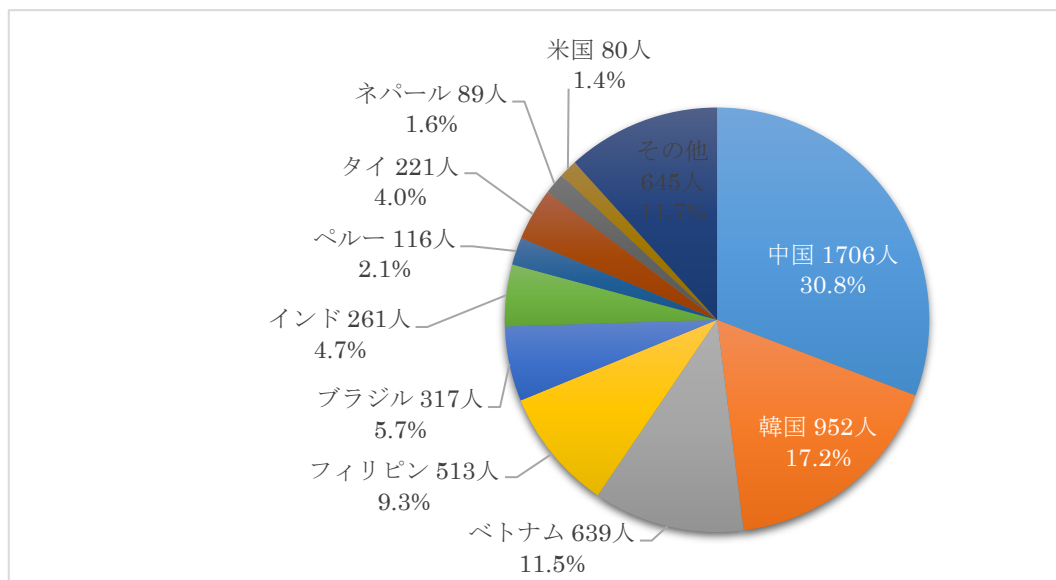


※ 在留外国人とは・・・  
3ヶ月以下の滞在期間の短期滞在者を含まない、中長期在留者及び特別永住者を示す。

## 2 国籍別人口

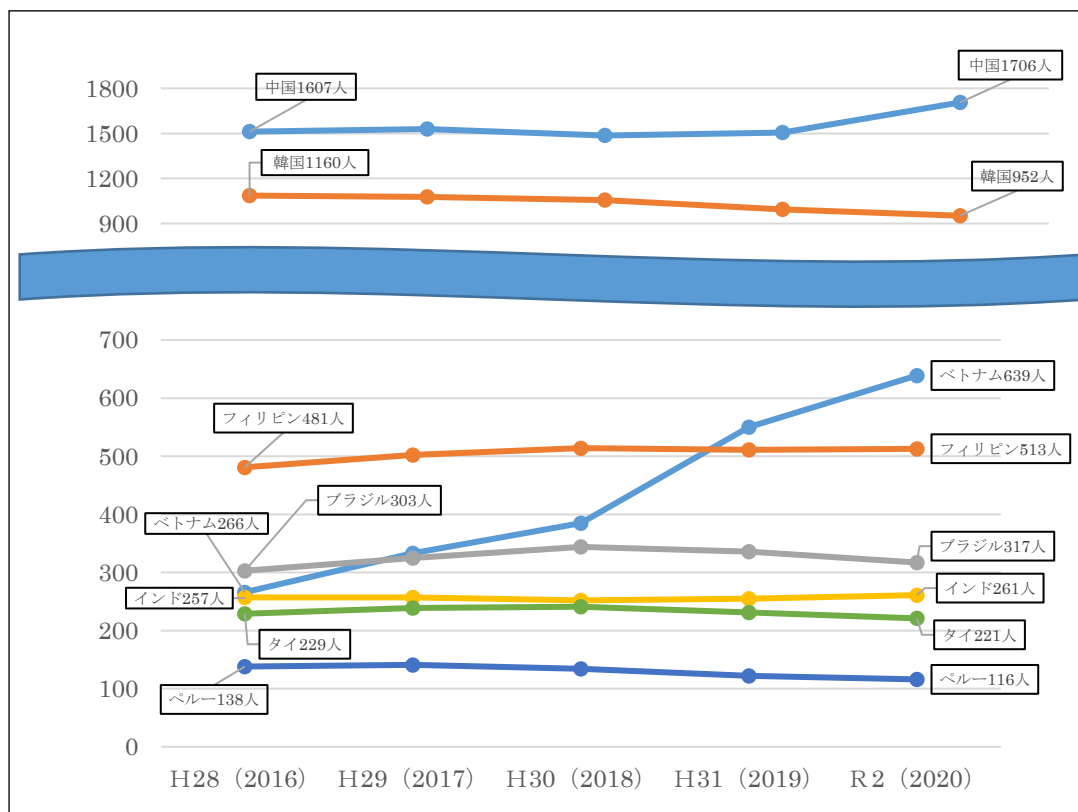
在留外国人数を国籍別にみると、中国、韓国、ベトナム、フィリピンの順で多く、これらの上位4カ国で人口の約69%を占めています。近年の傾向として、韓国、ブラジル国籍の人口が減少傾向にある一方、ベトナム国籍の人口が急増しています。

### 国籍別人口割合



甲府市：(令和2年3月31日現在)

### 国籍別人口の推移

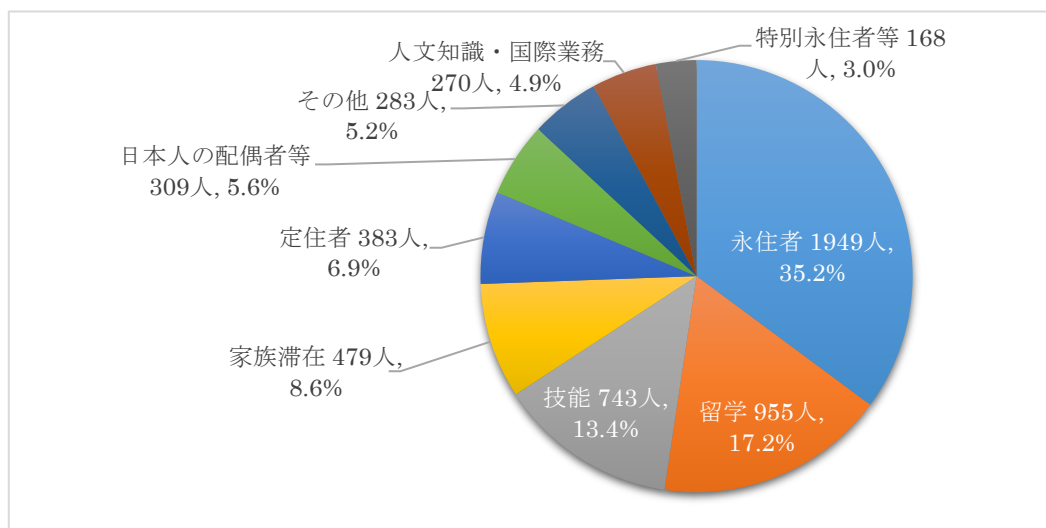


甲府市：(令和2年3月31日現在)

### 3 在留資格別人口

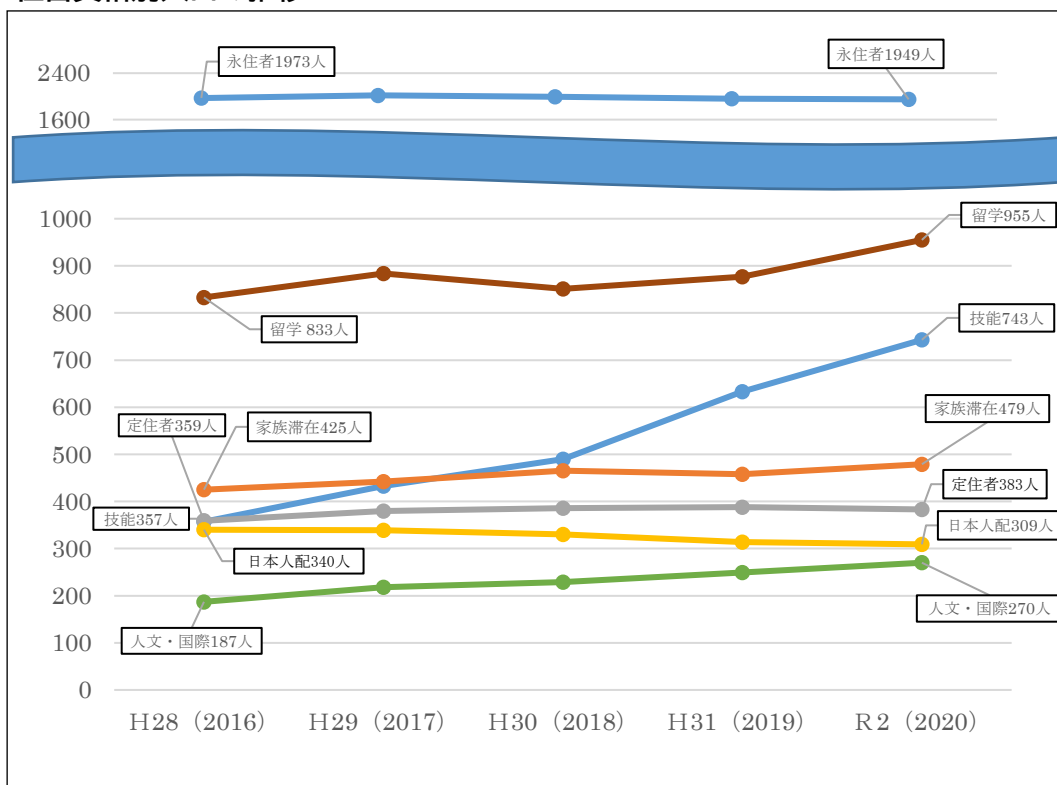
在留外国人数を在留資格別にみると、永住者、留学、技能の順で多く、これらは全体の約 66%を占めています。「人文知識」「国際業務」の総数は少ないものの、平成 28 年 3 月末の 187 人と令和 2 年 3 月末の 270 人とを比較すると約 44%増加しています。また、「技能実習」も平成 28 年 3 月末と比較すると約 2.1 倍と増加しています。

#### 在留資格別割合



甲府市：(令和 2 年 3 月 31 日現在)

#### 在留資格別人口の推移



甲府市：(令和 2 年 3 月 31 日現在)

#### 4 年齢区分別人口

在留外国人の年少人口は、平成 28 年 3 月以降減少傾向にあり、生産年齢人口は、平成 28 年 3 月末と令和 2 年 3 月とを比較すると 534 人に増加している一方、老年人口も年々増加傾向にあります。在留外国人住民の生産年齢人口が増加する中で、少子高齢化が進行しています。

	平成 28 年 3 月末		令和 2 年 3 月末	
	人口	割合	人口	割合
総人口	4,934	100%	5,539	100%
0～14歳 (年少人口)	460	9.3%	455	8.2%
15～64歳 (生産年齢人口)	4,282	86.8%	4,816	87.0%
65歳以上 (老年人口)	192	3.9%	268	4.8%

甲府市:(令和 2 年 3 月 31 日現在)

#### 5 町別人口

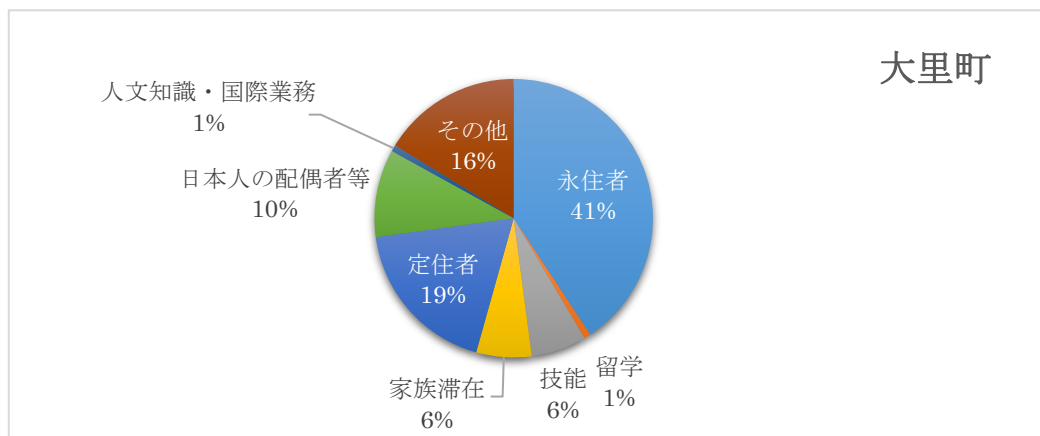
在留外国人が最も多く居住しているのは、大里町で 265 人、2 番目に多いのが下河原町の 225 人となっています。また、在留外国人数の割合が最も高いのは、留学生が多い酒折 2 丁目の 112 人で 23.6%となっています。

町名	在留外国人数			総人口	在留外国人割合
	男	女	計		
1 大里町	111	154	265	10,778	2.5%
2 下河原町	101	124	225	1,492	15.1%
3 小瀬町	69	71	140	2,306	6.1%
4 宮原町	31	100	131	1,475	8.9%
5 里吉 2 丁目	56	60	116	1,387	8.4%
6 酒折 2 丁目	68	44	112	475	23.6%
7 下石田 2 丁目	43	68	111	1,275	8.7%
8 後屋町	42	63	105	1,994	5.3%
9 国母 4 丁目	61	43	104	1,629	6.4%
10 丸の内 2 丁目	38	63	101	1,031	9.8%

甲府市:(令和 2 年 3 月 31 日現在)

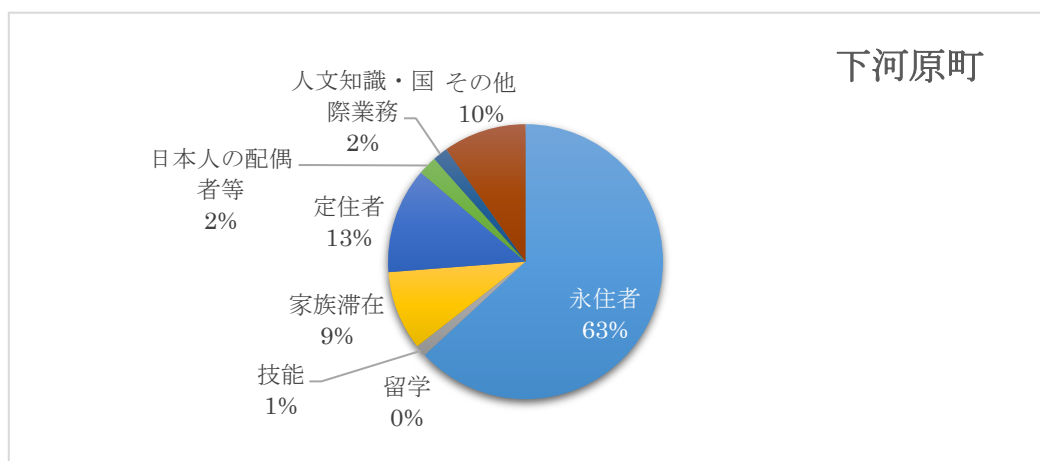


### (1)在留資格別人口割合



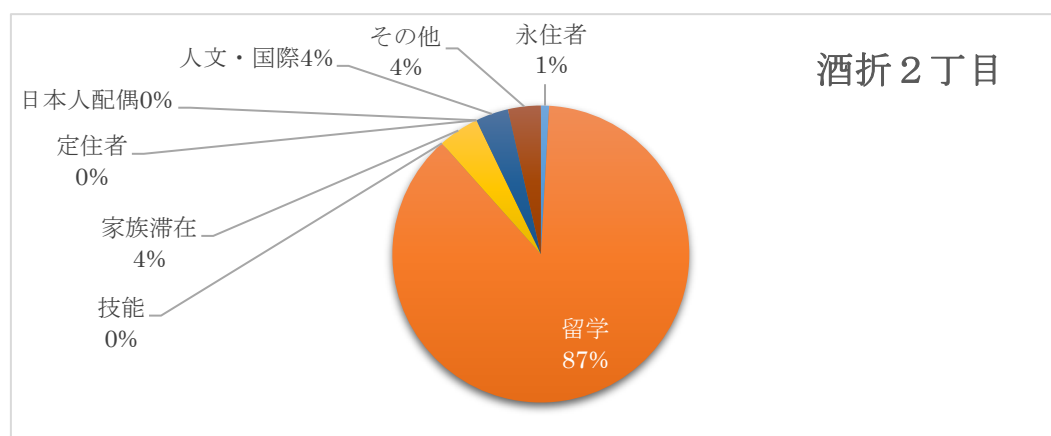
甲府市:(令和 2 年 3 月 31 日現在)

### (2)在留資格別人口割合



甲府市:(令和 2 年 3 月 31 日現在)

### (3)在留資格別人口割合



甲府市:(令和 2 年 3 月 31 日現在)

## 6 多文化共生に向けての課題

### (1) 多言語化による情報提供の推進

外国人市民※の出身国および言語は多様であることから、行政サービスの情報、生活上のルールや慣習、地域のイベント等について「やさしい日本語」や多言語での情報提供に努め、ユニバーサルデザインを用いるなど、わかりやすく正確に伝える工夫をするとともに、相談窓口の利活用を促進していく必要があります。

### (2) 多文化共生の意識向上と理解の促進

外国人市民と日本人市民との共生に向けて、互いの理解を深めるために外国人市民の地域活動への参加を促進する必要があります。また、外国人市民に市政参画の機会を提供する一方で、市民全体の多文化共生への意識の啓発と醸成に努めることが必要です。

### (3) コミュニケーション支援と日本語教育の推進

日本語能力の不足により日本社会に適応できない外国人市民に対して、日本語学習の場や機会を提供するとともに、コミュニケーションギャップの解消のため、関係機関等を含めた地域ぐるみの取り組みを促進し、外国人市民に対する日本語の学習機会の充実や日本文化に触れる機会を提供することが必要です。

### (4) 地域のグローバル化の推進

外国人市民や観光などの目的で来日する外国人の方々に対し、まちなかの情報の充実を図ることによって利便性の向上と地域社会の活性化を推進するとともに、国際理解を深めるため、姉妹・友好都市等との都市間交流を通じて、様々な分野で国際交流を推進する必要があります。

### (5) 活力ある社会づくりと地域社会を支える人材の拡大

人口減少や少子高齢化が急速に進展する中、今後、外国人市民が地域社会を支える貴重な人材となる可能性を秘めていることを踏まえ、外国人市民の就労環境の整備、留学生の地域における就職の促進や生活支援、また、地域における自助組織への支援を促進することによって、地域の担い手となる外国人市民の育成を図り、地域社会の維持や活性化に向けた取り組みを推進していく必要があります。

※ 外国人市民とは・・・

日本国籍を有しない市民のみならず、外国につながるの市民も含む。

## 第3章 計画の基本的な考え方

### 1 基本理念

#### すべての人に住みよいまちづくり

多文化共生社会を実現するためには、国籍を問わず、すべての市民が互いの権利を認め、文化のちがいを尊重しつつ、力を合わせて取り組む必要があります。地域の人たちが各自の能力を十分に活かしながら、住みやすい社会を築く、「すべての人に住みよいまちづくり」が、この計画の基本理念です。

### 2 基本目標

基本理念の「すべての人に住みよいまちづくり」の実現に向け、4つの基本目標を設定し、各施策の方向性を定めます。

#### 基本目標1 安全で安心して暮らせるまちの実現

外国人市民の国籍が多様化する中、生活に必要とする行政サービスの多言語化や「やさしい日本語」による制度の周知を図るとともに、相談業務の充実を図ります。また、すべての市民が平等に必要な行政サービスを受し、ウィズコロナ・アフターコロナの社会を見据えた、安全で安心して暮らせる社会の実現を目指します。

#### 基本目標2 連携・協働による多文化共生の地域づくり

すべての人にとって住みよいまちをつくるためには、外国人市民の社会参画が不可欠であり、同時に多文化共生や国際理解に対する日本人市民の意識の啓発と醸成が必要となってきます。このため、地域において関係機関等と連携・協働し、国籍や文化・習慣のちがいを超えて、互いの多様性を認め合い理解を深めるとともに、外国人の日本語支援の充実を図り、多文化共生の地域づくりを目指します。

**基本目標3****グローバル化の推進**

姉妹・友好都市等との国際交流活動を通じて、互いの文化や価値観に対する理解を深め、市民間の文化交流等の促進を図ります。また、多くの外国の人が訪れやすいユニバーサルなまちなかの環境整備を推進するとともに、様々な生活習慣や文化を学ぶ機会の充実を図り、国際感覚豊かな市民を育むまちづくりを目指します。

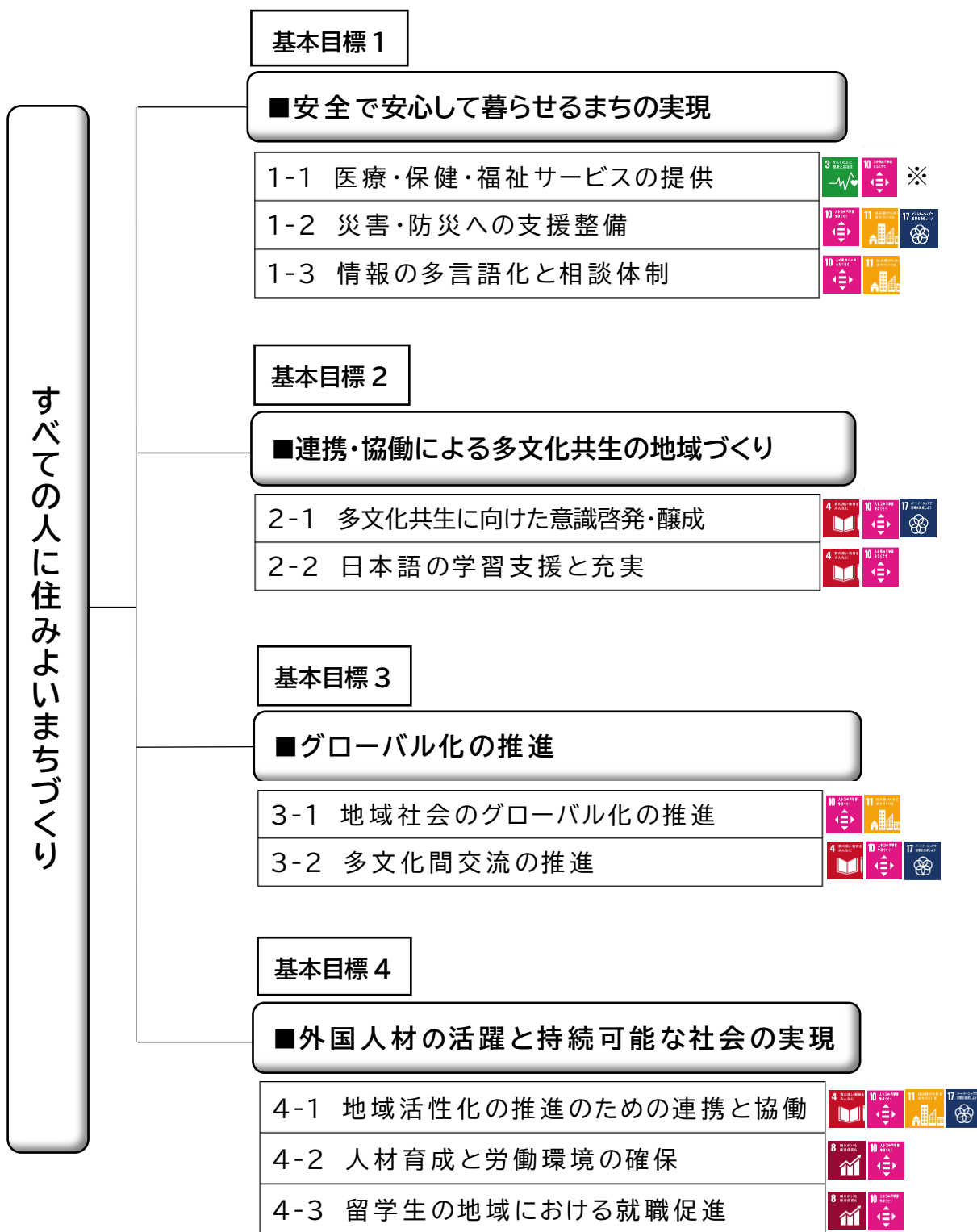
**基本目標4****外国人材の活躍と持続可能な社会の実現**

人口減少、少子高齢化が急速に進展し、人材不足が深刻化する中、外国人市民が地域社会を支える人材となる可能性を秘めていることを踏まえ、外国人市民の就業機会の確保に努めます。また、多文化共生を深く理解し、地域づくりのキーパーソンとなり得る留学生に対し、地域における就職促進や生活支援の充実を図るなど、多様性の視点から、外国人市民が地域社会の担い手として主体的に活躍することにより地域の活性化を促し、持続可能な社会の実現を目指します。

### 3 施策体系

基本理念

基本目標・基本施策



※ 持続可能な開発目標 (SDGs) を実現するための17のゴールのうち、該当する指標を施策に表示しました。

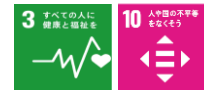
## 第4章 基本目標と基本施策

地域における多文化共生を推進することは、外国人市民の受入れ主体としての地域、外国人市民の人権保障、地域の活性化、日本人市民及び外国人市民の異文化理解の向上等の今日的な意義を有しています。このため、誰ひとり取り残されない社会の一員として外国人市民が日本人市民と同様に行政サービスを受し、安全で安心して生活することができる環境づくりや、外国人市民も含めて地域社会やコミュニティ等における人の交流や助け合いを促す環境の整備を行うことをとおして、多様性と包摂性のある社会を実現することが求められております。本市では、「すべての人に住みよいまちづくり」の基本理念に基づきこれまでの施策の継続・拡充を図るとともに、市民の多文化共生への意識の啓発と醸成に努めながら、すべての市民が多様性を認め合い協働してつくる、多文化共生社会の実現に向けた取り組みを推進します。

### 【基本目標1】

#### ■安全で安心して暮らせるまちの実現

#### 【1-1】医療・保健・福祉サービスの提供



医療・保健・福祉分野において、多言語化ややさしい日本語の使用により、行政制度等の確実な周知と理解を図る中で、外国人市民が日本人市民と同様にこれらの分野の行政サービスを受しできる体制の整備に努めます。とりわけ、言語や社会保障制度の違いにより認知度が低い国民健康保険・介護保険の制度の周知と加入促進を図るとともに、子どもの健やかな成長を支えていくため子育てに関するガイドブックを配付し、母子健康手帳や予防接種等の母子保健に関する情報の提供を行っていきます。また、市立甲府病院においてAI 翻訳機器を設置し、適切な医療に役立てます。

### 【具体的な施策】

	事業名	担当課
1	母子保健に関する情報提供	母子保健課 医務感染症課
2	子ども・子育てに関する情報提供	子育て支援課
3	国民健康保険等の情報提供	国民健康保険課
4	介護保険制度の周知	介護保険課
5	外国人市民の健康づくり支援	市民課
6	医療機関における多言語対応	医事課

## 【1-2】災害・防災への支援整備



近年、気象災害の多発・激甚化や高い確率で大規模な地震の発生が予想され、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止など、自然災害や感染症等への対応が求められています。このため、災害時や避難所において言語や生活習慣が違う外国人市民に対する支援が円滑に行えるよう、関係機関と連携を図るとともに、アプリや防災ポータルなど ICT 等の活用、防災マニュアルの配付など多言語での災害・防災に関する情報提供を行い、災害・防災に関する支援体制の整備を推進します。また、外国人市民が、防災知識や技術を向上させ、地域防災活動の担い手となるよう防災訓練への参加を促進し、平時より災害・防災に対する意識啓発に努めていきます。

### 【具体的な施策】

事業名		担当課
1	外国人市民に関する防災・防犯対策の推進	防災企画課 防災指導課 道路河川課 市民課
2	多言語支援のための応援体制の整備	防災企画課
3	感染症に関する多言語の情報提供	医務感染症課
4	自主防災組織等への外国人市民の参加促進	防災指導課

## 【1-3】情報の多言語化と相談体制



言語、文化、生活習慣などの違いによるコミュニケーションの不足や、外国人市民に生活に関連する情報が十分に伝達されていないことなどから、誤解やトラブルが発生することがあります。このため、各種行政制度や手続き、暮らしに関する様々な知識を提供するため、外国人生活ガイドブックを配付するとともに、必要な情報が正確に入手できるようインターネットや AI アプリなど多様な媒体を活用して、やさしい日本語や多言語による行政サービス、地域社会のマナーやルールに関する効果的な情報提供を図っていきます。また、外国人市民の実情を踏まえ日常生活に関わる相談窓口の充実に努めます。

【具体的な施策】

	事業名	担当課
1	生活関連情報の提供	市民課
2	多言語による行政情報の提供	情報発信課
3	日常生活における相談窓口の設置	市民課
4	ゴミの出し方の案内	減量課
5	多言語による外国人市民に対する公営住宅入居の促進	住宅課
6	税・料の納付相談等の充実	国民健康保険課 高齢者福祉課 介護保険課 滞納整理課 住宅課 上下水道局営業課

【基本目標 2】

■ 連携・協働による多文化共生の地域づくり



【2-1】多文化共生に向けた意識啓発・醸成

外国人市民との共生社会を実現するためには、外国人市民が地域社会の一員として主体的に社会参加することが不可欠です。このため、自治会への加入促進や外国人市民の意見を市政に反映するために、「市民の声ご意見箱」などの制度を活用し、市政参画の機会を提供するとともに地域住民等に対し多文化共生に関するパンフレットを配付し、意識啓発を図っていきます。また、外国人留学生と日本の大学生及び自主防犯ボランティア団体との「安全安心合同パトロール」を行うなど外国人市民が地域社会において、積極的に参加できる場や機会を広げることによって、多文化共生に対する市民の意識の啓発・醸成を図っていきます。

【具体的な施策】

	事業名	担当課
1	外国人市民の地域社会への参画促進	協働推進課 危機管理課
2	外国人市民の市政に対する意識啓発・醸成	協働推進課
3	地域住民等に対する多文化共生の意識啓発	市民課



## 【2-2】日本語の学習支援と充実

外国人市民が地域社会で生活していくためには、日本語能力の向上が欠かせません。そのため、学校における日本語指導員の派遣や教育相談の実施、就学・進学に関する多言語情報の提供により、外国人児童・生徒への日本語の学習を支援すると同時に、不登校・不就学の防止や解消の観点から、子どもやその保護者に対して母国語での通訳を介したきめ細かい指導・相談を行う中で、学習環境の改善や教育機会の確保を図ります。あわせて、外国人市民へ日本文化講座や日本語を学習する機会を提供し、日本社会への理解と適応を促していきます。

### 【具体的な施策】

	事業名	担当課
1	個別教育相談の実施	学校教育課
2	多文化共生・国際理解教育の推進	学校教育課
3	日本語指導の充実	学校教育課
4	進路指導・キャリア教育	学校教育課
5	学校からの情報提供	学事課
6	日本語の学習機会と情報提供	市民課 図書館

### 【基本目標 3】

#### ■グローバル化の推進

### 【3-1】地域社会のグローバル化の推進

外国人市民の定住化の進展とともに、外国人観光客等が増加する中、外国人市民のみならず、多くの外国人の方にとって利便性が高められるよう、まちなか情報の多言語化や、わかりやすい表記によるユニバーサルデザイン化を促進します。同時に、多言語による観光案内パンフレットの配付やインターネットの無線 LAN を活用した情報発信、タブレット端末を利用した電話通訳サービスの提供などにより観光案内体制の充実を図り、地域の活性化とグローバル化を推進します。

【具体的な施策】

	事業名	担当課
1	公共施設・生活関連施設の多言語化促進	商工課 都市計画課
2	多言語による外国人向け観光情報の発信	観光課
3	無料公衆無線LAN環境の整備促進	観光課



【3-2】多文化間交流の推進

これからの国際交流については、国籍を超えた市民の共生による、国際感覚豊かな地域社会の創造につなげていくため、多様性を尊重する態度を涵養し、異文化を受容れ、互いの文化や価値観に対する理解を深める必要があります。甲府市の姉妹・友好都市等であるアメリカ合衆国デモイン市・ロダイ市、フランス共和国ポー市、中華人民共和国成都市、友情都市である大韓民国清州市を始めとする諸外国との文化交流・教育交流、あわせて外国人市民と日本人市民との情報交換やイベントの開催などを通じて、多文化共生の社会の実現を目指します。

【具体的な施策】

	事業名	担当課
1	姉妹・友好都市等との交流事業の推進	秘書課
2	海外姉妹都市等児童・生徒との交流の推進	学校教育課
3	食の異文化交流会	秘書課
4	留学生と高校生との交流会	国際交流課
5	留学生による生活情報等の発信	情報発信課
6	国際交流員の活用	国際交流課
7	東京オリンピック・パラリンピック事前合宿の推進	国際交流課

## 【基本目標 4】

### ■外国人材の活躍と持続可能な社会の実現



#### 【4-1】地域活性化の推進のための連携と協働

外国人市民の集住がみられる地域から情報活性化のモデル地区を選定し、身近な日常生活の中で、日本人市民と外国人市民との協働による自主事業を支援するとともに、多文化共生に向けた地域のリーダーとなる人材の育成を通じて、地域の活性化を推進していきます。

#### 【具体的な施策】

	事業名	担当課
1	外国人集住地域等との連携	市民課



#### 【4-2】人材育成と労働環境の確保

人口減少や少子高齢化が急速に進展し人材不足が深刻化する現状において、地域を支える人材としての可能性を持つ外国人市民に対し、ハローワーク等の関係機関と連携を図る中で、就労情報や企業制度、地域就労のメリット等を周知し、就業機会の確保に努めるとともに各種セミナー等を実施し、多文化共生に向けた人材育成を支援します。

#### 【具体的な施策】

	事業名	担当課
1	関係機関との連携による就業支援	雇用創生課
2	起業促進のための情報提供	商工課
3	人材育成研修・講座の支援	市民課
4	多文化共生に向けた外国人市民の人材活用	市民課

### 【4-3】留学生の地域における就職促進



留学生は、高度な専門性や日本語能力を身につけ、地域社会を深く理解することによって、多文化共生の地域づくりのキーパーソンとなる可能性を秘めている貴重な人材であることから、ハローワーク等と連携し、企業とのマッチング機会の創出や就職ガイダンスの実施により、地域企業への雇用を促進するとともに地域企業との交流の場を通じて、留学生の地域における就職促進や生活支援の充実を図っていきます。

#### 【具体的な施策】

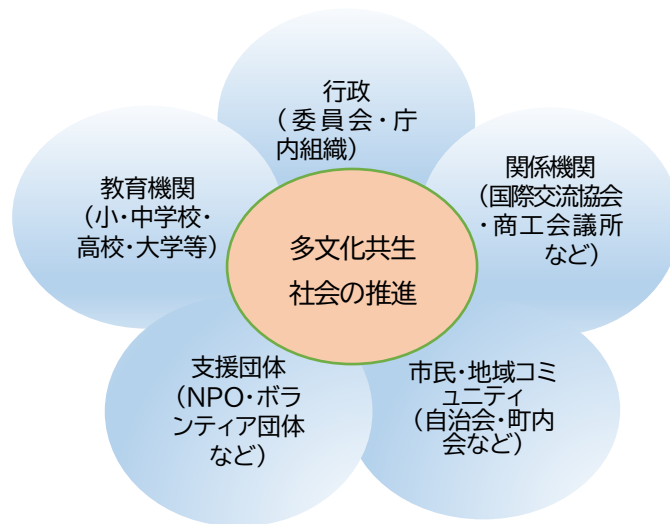
	事業名	担当課
1	地域における留学生の就職促進	雇用創生課
2	留学生に対する生活等に関する支援	国際交流課

## 第 5 章 計画の推進に向けて

### 1 【各主体との連携・協働による推進体制】

本計画の推進にあたっては、外国人市民の視点に立ちながら、様々な団体・機関等との連携・協働を強化し、外国人市民への多文化共生の施策を組織的かつ円滑に進めるため、庁内に甲府市多文化共生庁内連絡会議及びワーキンググループを設置し情報の一元化を図るとともに、専門的な事項についての調査・研究に努め、さらなる事業の充実を図ります。

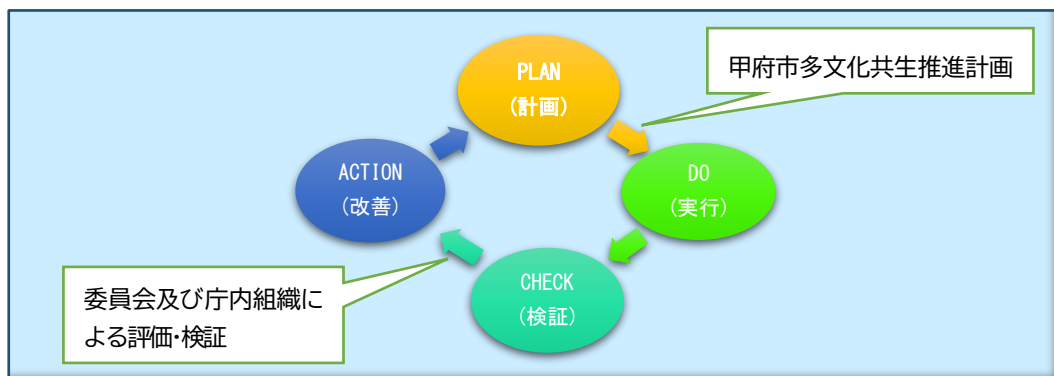
また、市民や有識者等からなる多文化共生推進委員会において、本計画の進捗状況に関する評価・検証を行う中で、着実に計画を推進します。



### 2 【計画の進捗管理】

進捗管理にあたっては、施策を効果的に推進するため、甲府市多文化共生推進委員会及び庁内連絡会議において、毎年、PDCA サイクル[Plan(計画)→Do(実行)→Check(検証)→Action(改善)]に基づき、施策の評価・検証を行うとともに、計画の実効性を高めるため、施策の達成状況を把握しながら進捗管理を行います。

また、5年後には、社会情勢や取り組みの進捗状況、効果などを検証し、計画全体の見直しを行います。



# 資料

# 目次

## 資料

甲府市多文化共生推進委員会設置要綱	3
甲府市多文化共生推進委員会 委員名簿	4
甲府市多文化共生庁内連絡会議設置要綱	5
計画策定の経緯	7

# 甲府市多文化共生推進委員会設置要綱

平成28年3月2日  
市民第1号

## (目的)

第1 国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的な多様性を認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていく多文化共生社会を推進するため、甲府市多文化共生推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

## (期間)

第2 委員会の設置期間は、「甲府市多文化共生推進計画」の実施期間内とする。

## (所掌事項)

第3 委員会は、次に掲げる事項について意見交換及び関係者等との協議を行う。

- (1) 「甲府市多文化共生推進計画」の検証及び見直し等に関する事項
- (2) 多文化共生施策に関する事項
- (3) 外国人市民と日本人市民との交流及び共生に関わる事項
- (4) 外国人市民のネットワークづくりに関する事項
- (5) 前4号に掲げるもののほか、前条の目的を達するために必要と認められる事項

## (組織等)

第4 委員会は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する12名以内の委員をもって組織する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係団体の代表者
- (3) 一般公募による者（外国人市民を含む。）
- (4) その他市長が必要と認めた者

## (任期)

第5 委員の任期は、委嘱した日から2年とする。ただし、再任は妨げない。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

## (委員長等)

第6 委員会に、委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

## (会議)

第7 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、必要があると認めたときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明若しくは意見を聴き、又は必要な資料の提出、その他協力を求めることができる。

## (庶務)

第8 委員会の庶務は、市民部市民総室市民課において処理する。

## (その他)

第9 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

## 附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

## 附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

## 附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。



甲府市多文化共生推進委員会 委員名簿

	氏名	所属等
学識経験者	長坂 香織	山梨県立大学 看護学部 教授
学識経験者	萩原 孝恵	山梨県立大学 国際政策学部 教授
学識経験者	兼清 慎一	山梨県立大学 国際政策学部 准教授
学識経験者	奥村 圭子	山梨大学 国際交流センター 教授
学識経験者	伊藤 孝恵	山梨大学 国際交流センター 准教 授
関係団体等	越石 寛	甲府商工会議所 事務局長
関係団体等	青山 秀人	甲府市自治会連合会理事
関係団体等	弦間 正仁	山梨県国際交流協会 事務局長
一般公募者	高岸 貢	
一般公募者	徐 芸	
一般公募者	赤池 ミッシェリ	

(設置)

第1 甲府市における多文化共生の推進にあたり、外国人への対応を組織的かつ円滑に進めるため、甲府市多文化共生庁内連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2 連絡会議は、次に掲げる事項について、協議、調整、調査及び研究を行う。

- (1) 外国人住民を取り巻く問題点及びその対応に関すること。
- (2) 多文化共生施策の方針及び推進に関すること。
- (3) その他必要な事項に関すること。

(組織)

第3 連絡会議は、別表に定める部署の課長職等にあるものをもって組織する。

(ワーキンググループ)

第4 連絡会議に、ワーキンググループを設置する。ワーキンググループは、別表に定める部署の係長職等にあるものをもって組織し、連絡会議が所掌する事項について専門的に調査及び研究する。

(会議)

第5 連絡会議及びワーキンググループは、市民部市民総室市民課が招集し、会議を進行する。

- 2 連絡会議及びワーキンググループは、必要があると認めたときは、関係者の意見を聴き、その他協力を求めることができる。

(庶務)

第6 連絡会議及びワーキンググループの庶務は、市民部市民総室市民課において処理する。

(その他)

第7 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年6月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

別表（第3、第4関係）

市長直轄組織	市長室	秘書課 国際交流課
	情報戦略室	情報発信課
	危機管理室	危機管理課 防災企画課 防災指導課
企画部	企画総室	企画課
市民部	市民総室	市民課 国民健康保険課
	市民協働室	協働推進課
	収納管理室	滞納整理課
福祉保健部	福祉支援室	高齢者福祉課 介護保険課
	健康支援センター	医務感染症課
子ども未来部	子ども未来総室	子育て支援課 子ども保育課 母子保健課
環境部	廃棄物対策室	減量課
産業部	産業総室	雇用創生課
	観光商工室	観光課 商工課
まちづくり部	まちづくり総室	住宅課
	まち開発室	都市計画課
	まち整備室	道路河川課
市立甲府病院事務局	病院事務総室	医事課
教育部	教育総室	学校教育課 学事課
	生涯学習室	図書館
上下水道局業務部	営業管理室	営業課

## 計画策定の経緯

年月日	実施内容
令和2年 4月 1日	(仮称) 甲府市多文化共生推進計画 2021 の策定方針決定
令和2年 6月 26日	第1回甲府市多文化共生生庁内連絡会議 開催 <ul style="list-style-type: none"> <li>・(仮称) 甲府市多文化共生推進計画 2021 策定趣旨等説明</li> <li>・甲府市の現状説明</li> <li>・(仮称) 甲府市多文化共生推進計画 2021 の方向性説明</li> </ul>
令和2年 6月 29日	第1回甲府市多文化共生推進委員会 開催 <ul style="list-style-type: none"> <li>・甲府市多文化共生推進委員会の概要説明</li> <li>・委員長選任</li> <li>・(仮称) 甲府市多文化共生推進計画 2021 策定趣旨等説明</li> <li>・甲府市の現状説明</li> <li>・(仮称) 甲府市多文化共生推進計画 2021 の方向性説明</li> </ul>
令和2年 7月 15日	第1回甲府市多文化共生生庁内連絡会議 (ワーキンググループ) 開催 <ul style="list-style-type: none"> <li>・(仮称) 甲府市多文化共生推進計画 2021 策定趣旨等説明</li> <li>・甲府市の現状説明</li> <li>・多文化共生への取り組みについて</li> </ul>
令和2年 7月 31日	第2回甲府市多文化共生推進委員会 開催 <ul style="list-style-type: none"> <li>・基本理念と基本目的を協議</li> <li>・具体的な施策と課題について説明</li> </ul>
令和2年 9月 24日	第3回甲府市多文化共生推進委員会 開催 <ul style="list-style-type: none"> <li>・重点目標及び成果目標について協議</li> <li>・甲府市多文化共生推進計画 2021 (案) について協議</li> <li>・多文化共生推進プラン改訂 (総務省) について説明</li> </ul>
令和2年 11月 4日	第2回甲府市多文化共生生庁内連絡会議 (ワーキンググループ) 開催 <ul style="list-style-type: none"> <li>・甲府市多文化共生推進計画 2021 (案) について協議</li> <li>・多文化共生推進プラン改訂 (総務省) について説明</li> </ul>
令和2年 11月 5日	第2回甲府市多文化共生生庁内連絡会議 開催 <ul style="list-style-type: none"> <li>・甲府市多文化共生推進計画 2021 (案) について</li> <li>・多文化共生推進プラン改訂 (総務省) について説明</li> </ul>
令和2年 11月 10日	第4回甲府市多文化共生推進委員会 開催 <ul style="list-style-type: none"> <li>・甲府市多文化共生推進計画 2021 (案) について</li> <li>・甲府市多文化共生推進計画 2021 (概要版) について</li> </ul>
令和3年 3月 4日～ 令和3年 3月 23日	甲府市多文化共生推進計画 2021 (案) に対する市民意見公募 (パブリックコメント) 実施
令和3年 3月 25日	第3回甲府市多文化共生生庁内連絡会議 最終確認(書面)
令和3年 3月	甲府市多文化共生推進計画 2021 策定 (決定)